

農業者のみなさんへ

地域計画のご紹介

地域の農地を次世代に引き継ぎましょう！

地域計画について

従来の人・農地プランを発展させ、農業の未来を守るために、地域の人で話し合って作る、10年後の地域の農業の将来設計図です。この先、地域の農地を誰が何のために使うのか、使わない農地をこれからどうしていくのかななどを地域で話し合います。



目標地図について

地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図になります。



地域計画・目標地図策定のメリット

○地域計画が策定された地域では、農村振興のための支援を受けることができます。

○令和7年4月からは中間管理機構が介在する契約での農地の貸し借りを行う場合には、地域計画の目標地図に位置付けられることが必要となります。

地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、
いろいろな支援措置があります。

①地域計画を策定した区域を対象とする支援措置

②目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援措置

①区域を対象とする支援

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農山漁村振興交付金のうち中山間地域等農用地保全総合対策、最適土地利用総合対策等



②目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・経営開始資金、経営発展支援事業
- ・スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置等



見附市での地域計画策定について

策定スケジュール

令和6年 4月～6月頃

地域を6地区に分け、それぞれの地区で協議の場を設置し、各地区での話し合いを実施します。



令和6年 8月～12月頃

協議の場の結果のとりまとめ、策定準備作業



令和7年 1月～3月

地域計画・目標地図の公告・縦覧・策定



- ・地域計画・目標地図については、策定後も更新を行うため、追加での登録も可能です。
- ・協議の場開催の際には見附市ホームページにて、案内させていただきます。